

移動等円滑化取組計画書

2020年 2月 4日

住 所 広島市中区東千田町二丁目9番29号  
事業者名 広島電鉄株式会社  
代表者名 代表取締役社長 椋田 昌夫

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

当社が保有する乗合バス車両（適用除外認定車両）において、2019年度末時点でのノンステップバス導入率は67.0%となっています。こうした状況を踏まえ、更新車両は全てノンステップバスの導入を推進し、2020年度末までにノンステップバス導入率70.0%を目標として導入致します。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

広島県の推進する「あいサポート運動」企業に認定されており、従業員に対して積極的に障害に関する教育を実施しております。今後も「接遇研修プログラム」の内容に沿った形で充実を図って参ります。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバスの導入	2020年度 14両（予定） 2021年度 15両（予定）

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
混雑場所の人員配置	混雑の激しい広島駅、広島バスセンター等では人員を配置し、旅客支援のための充実を図ります。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バスロケーションシステムによる情報提供	スマートフォンなどからのWeb検索により、バスの接近情報とバスの車種（ノンステップバス・ワンステップバス）が確認できるバスロケーションシステムの提供を行っています。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
障害に関する研修の実施	入社時においては座学・体験を交えて、高齢者・障害者の対応から理解まで全般的な教育を実施しております。 定期的におきましても座学にて入社時に学んだ内容のリマインドに努めております。

III 移動等円滑化の促進のためIIと併せて講ずべき措置

乗務員だけでなく、全社員に対してバリアフリーに対する理解度を高めるための活動を展開し、利用者のご意見を共有しながら障害者への社会進出に貢献して参ります。
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。